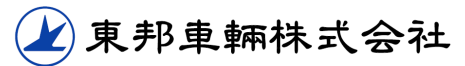


各位



自動車リサイクル法に基づく再資源化等の平成30年度実施状況について

平素は弊社製品をご愛用いただきまして誠にありがとうございます。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化に関する法律）に基づき、東邦車輛株式会社が、平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に実施したシュレッダーダスト※1及びエアバッグ類のリサイクルとフロン類の破壊状況を公表致します。

なお、当社は自動車リサイクル法の規定に基づき、同法の指定法人である（財）自動車リサイクル促進センターと契約（再資源化等契約）を締結し、シュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクルとフロンの破壊を行なうことになっています。

引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して参ります。

1. シュレッダーダスト（※1）

(1) 再資源化等契約を締結した年月日

平成16年12月1日

(2) リサイクル等の実施状況

平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に引き取ったシュレッダーダストはありませんでした。

(3) 収支の状況

平成30年度に引き取ったシュレッダーダストがないため（財）自動車リサイクル促進センターから払渡しを受けたリサイクル料金ならびにリサイクル等に要した費用はありませんでした。

※1 シュレッダーダスト：

破砕業者が、廃車ガラ（解体工程で有用部品や廃油廃液が回収され、外枠だけの状態になった車体）をシュレッダーで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

2. エアバッグ類

(1) 再資源化等契約を締結した年月日

平成16年12月1日

(2) リサイクル等の実施状況

平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に引き取ったエアバッグ類はありませんでした。

(3) 収支の状況

平成30年度に引き取ったエアバッグ類がないため、（財）自動車リサイクル促進センターから払渡しを受けたリサイクル料金ならびにリサイクル等に要した費用はありませんでした。

3. フロン類

(1) 再資源化等契約を締結した年月日

平成16年12月1日

(2) リサイクル等の実施状況

平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に引き取ったフロン類はありませんでした。

(3) 収支の状況

平成30年度に引き取ったフロン類がないため、（財）自動車リサイクル促進センターから払渡しを受けたリサイクル料金ならびにリサイクル等に要した費用はありませんでした。

以 上